

**三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣 旨

この要領は、令和6年3月に策定した「三宅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の計画期間が令和8年度末をもって満了することに伴い、次期計画として「三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定するにあたり、業務の委託先を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業規模価格（提案上限額）

4,730,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 令和7・8年度の三宅町入札参加資格者名簿の営業種目区分が「H3 調査分析業務」に登録されていること。

(2) 奈良県における入札参加資格停止及び入札参加資格留保の措置を受けていないこと（公告日から受託候補者特定の日まで）。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たな

い団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去5年以内(公告日を基準日とする。)に、地方公共団体の高齢者福祉又は介護保険に関する計画策定の業務実績を有する者であること。

#### 4 スケジュール

本プロポーザルの日程(予定)は以下に示す通りである。

項目	日程(予定)	備考
公募の開始	令和8年 4月 8日(水)	ホームページ掲載
参加意思表明書の提出期限	令和8年 4月17日(金)	持参又は郵送
質問の提出期限	令和8年 4月20日(月)	FAX 又は電子メール
質問の回答	令和8年 4月24日(金)	FAX 又は電子メール
企画提案書等の提出期限	令和8年 5月 1日(金)	持参又は郵送
プレゼンテーション審査	令和8年5月初旬～5月中旬	
結果通知	令和8年5月初旬～5月中旬	ホームページ・郵送
契約締結	令和5年5月中旬	

#### 5 応募書類の配布

令和8年4月8日(水)から、令和8年5月1日(金)まで、三宅町公式ホームページ(ダウンロード方式)にて配布する。

三宅町公式ホームページ：<https://www.town.miyake.lg.jp>

#### 6 参加の意思表示

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、参加意思表明書(様式1)を提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月17日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出場所 三宅町役場 住民生活部 保険医療課

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。その際、持参の場合は、土日祝日を除く日の

午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。なお、郵送の場合は、簡易書留又は宅配便（配達したことが証明されるもの）によるものとする。

(2) 参加意思表明書の提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式3）により、FAX又は電子メールにて提出すること。その際、質問書送信後に必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法 全ての質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）午後5時までに、参加表明書を提出した者全員に対し、FAX又は電子メールにより回答する。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本8部（副本については、会社名やロゴマークをマスキングする等により、提案者が特定されないよう加工した上で提出すること。）

(3) 提出期限・場所

ア 提出期限 令和8年5月1日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 三宅町役場 住民生活部 保険医療課

(4) 提出方法

提出書類は、下記担当部署まで必ず持参により提出すること。なお、いかなる理由においても期限後の提出は受け付けない。

(5) 企画提案書の作成方法

企画提案書については、別紙仕様書のほか、「9 審査方法（1）審査基準」を参考に、A 組織体制、B 業務実績、C 企画提案、D スケジュール管理、E セキュリティ対策、F 独自提案、各項目に沿った内容を盛り込み作成すること。また、円滑な審査を実施するため、A～Fの順序に従い企画提案書を作成すること。

(6) 見積書の作成方法

ア 見積書の金額は、「2 業務概要（4）事業規模価格」を参考とし、提案上限額の範囲内で見積書を作成すること。

イ 見積書の記載金額は、本業務の総額価格（税抜き）、消費税額が別々に記載され、さらにそれらの合計金額が記載されていること。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書の構成は、所定様式（様式4、様式5）及び任意様式とし、A4両面印刷を基本とする。A3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込むこと。

イ 文字フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字等は例外とするが、読みやすいサイズにすること。

ウ 企画提案書については、写真やイラスト、イメージ図等を使用しても構わない。カラーページも可とする。

エ 企画提案は1社あたり1提案とし、複数の提案は認めない。

## 9 審査方法

### (1) 審査基準

審査項目	内 容	配点
1. 組織体制	業務体制、業務担当者の経歴	20点
2. 業務実績	高齢者福祉・介護保険計画策定の業務実績	10点
3. 企画提案	現計画に対する課題把握、効果的な助言、提案	20点
4. スケジュール管理	スケジュールの妥当性	10点
5. セキュリティ対策	業務上取得した情報の保管方法や管理体制	10点
6. 独自提案	事業者ならではの強みを生かした独自提案	10点
7. プレゼンテーション	明瞭で簡潔なプレゼンテーション力	10点
8. 価 格	見積金額	10点
合 計 点		100点

### (2) 選定委員会

「三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、上記（1）に定める審査基準に基づき、評価点方式により審査を実施し、最も得点の高い者（最優秀提案者）を受託候補者として決定する。

なお、総得点が総配点の6割に満たない場合は受託者とししない。また、提案者が1者の場合、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ選定委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補者として決定する。

### (3) プレゼンテーション

選定委員会において、参加資格を満たす者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。なお、プレゼンテーションの順番については、応募書類の受付順とする。

ア 日 時 令和8年5月初旬～5月中旬頃〔予定〕

イ 場 所 三宅町役場 本庁舎内会議室〔予定〕

ウ 時 間 プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分程度（説明20分、質疑10分程度の時間配分を目安とすること。）

エ 出席者 3名までとし、業務担当者を必ず出席させること。

オ 準備物 スクリーン、プロジェクター（型番：EPSON EH-TW5200、接続方式：HDMIケーブル）は三宅町にて準備するが、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所、その他連絡事項については、参加者に対しあらためて通知する。

カ その他 プレゼンテーションでは事業者名が特定できる説明はしないこと。また、事

業者名がわかるもの（ネーム等）の装着は避けること。プレゼンテーションは提出済の企画提案書のみで実施することとし、当日の追加資料は認めない。

#### 10 委託先候補者の決定

本町は、最優秀提案者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合、契約の締結までに最優秀提案者が失格又は辞退した場合は、次位得点者を受託候補者として詳細協議を行う。

#### 11 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、三宅町ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

#### 12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に参加しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書のコストが、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。

#### 13 契 約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

#### 14 その他

- (1) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。
- (2) 本プロポーザルの参加等に関する必要な費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類については、変更できないものとし、また理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提出書類の著作権は本町に帰属するものとする。
- (5) 発注者が提示する資料は、提案に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

- (6) 発注者が提示する資料及び質問回答書は、本選定要領と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。
- (7) 本業務に従事予定の業務責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 三宅町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書（任意様式）により申し出ること。

## 15 添付様式

- (1) 参加意思表明書（様式1）
- (2) 辞退届（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 企画提案書提出届（様式4）
- (5) 誓約書（様式5）

## 16 担当部署（提出・問合せ先）

三宅町役場 住民生活部 保険医療課（担当 岡田）

住 所 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

T E L 0745-44-3074

F A X 0745-43-0922

E-mail hoken@town.miyake.lg.jp